

最終更新日：2008年8月20日

株式会社イントランス

代表取締役社長 上島 規男

問合せ先：経営企画室 鳥越 憲一 Tel:03-5725-8100

証券コード:3237

<http://www.intrance.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営統治の重要な機能と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めており、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性を確保し、企業価値の最大化を図ることが肝要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率	10%未満
-----------	-------

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
上島 規男	25,900	40.34
有限会社レアリア・インベストメント	19,000	29.60

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	不動産業
(連結)従業員数	100人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし

連結子会社数

10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は取締役会を4名の取締役で構成し経営における意思決定の迅速性・効率性を高めております。また、監査役3名のうち1名は常勤監査役であり、監査役の職務が円滑に遂行されていること等から経営監視機能は十分に発揮されていると考えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人より会計監査の内容や結果等について報告を受けるとともに、会計上及び内部統制上の問題点や課題についての意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査部門より定期的に内部監査の実施状況についての報告を受け、会社の内部統制の状況について把握するとともに内部監査部門と意見交換を行い、必要に応じて内部監査部門に対して助言をすること等により連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
成田 范	税理士								○	○
國吉 歩	弁護士				○				○	
光家 國彦	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
成田 范	——	税理士であり、主にその専門的見地から経営活動を監督していただく為に選任したものです。
國吉 歩	——	弁護士であり、主に法的な側面から経営活動を監督していただく為に選任したものです。
光家 國彦	——	取締役、監査役としての豊富な知識、経験等を有しており、その観点から経営活動を監督していただく為に選任したものです。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

毎月1回以上開催している取締役会に出席するとともに、毎月1回以上監査役会を開催し、監査方針及び監査計画に従い取締役の業務執行を監査している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高める為、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役、監査役及び従業員に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めると共に優秀な人材を確保することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、決算短信、営業報告書（事業報告）
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、決算短信、事業報告に取締役の年間報酬総額を開示しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役のサポートは財務・法務部が行っております。財務・法務部では、取締役会での意見交換及び決議が円滑にできるように取締役会の議案を社外監査役に対して事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

①取締役会

取締役会は、毎月1回開催しております。取締役4名によって構成されており、必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催できる体制を整えております。取締役会では、重要事項は全て付議されておりますとともに、業績の進捗状況等につきましても討議、検討がなされております。

②監査役及び監査役会

監査役3名(うち常勤監査役1名)は全員社外監査役であります。監査役及び監査役会は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務遂行を監査いたします。原則として月1回の監査役会の開催と取締役会等の重要な会議への出席により実効性の高い経営監督機能を果たしているほか、業務の執行状況を直接聴取する等の各種監査を通じて、取締役の業務執行を監視するとともに、経営全般に対する必要な提言を行っております。加えて、内部監査責任者や会計監査人と積極的に意見交換を行うなど、連携強化を図り、監査の実効性向上に努めております。

③内部監査

内部監査は、会社における不祥事及び誤謬等のリスクを未然に防止する重要な機能として位置づけております。代表取締役社長による直接の指示のもと経営企画室(担当者1名)がその任にあたり、経営企画室に対する監査については他の部門が監査を行い、監査結果は直接代表取締役社長に書面にて報告されております。監査結果を踏まえて、必要に応じて被監査部門に対して改善指示を行い、その後の改善状況を適宜把握し、確実な改善を促すなど、内部監査の実効性向上に努めております。

なお、内部監査、監査役監査及び会計監査は、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有及び意見交換を行っております。

④会計監査

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を新日本有限責任監査法人と締結し監査を実施しております。なお、同監査法人、及び同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第10回定時株主総会（平成20年6月19日開催）の招集通知は16日前（6月3日）に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第10回定時株主総会は平成20年6月19日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	定期的な説明会は現在のところは予定しておりませんが、今後は状況に応じて説明会の開催を検討いたします。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年4回の開催を予定しております。
IR資料のホームページ掲載	あり	適時開示資料、決算短信、中間決算短信、四半期業績開示、有価証券報告書、半期報告書、決算説明資料等を掲載しております。
IRに関する部署（担当者）の設置	—	財務・法務部にて担当します。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等により
ステークホルダー
の立場の尊重につ
いて規定

全てのステークホルダーに対して、開示すべき全ての情報についてタイムリーディスクロージャーを実施することとしております。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会を定期的開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、常勤監査役及び社外監査役により取締役の職務執行の適法性を監査する。

(2) コンプライアンスに関する行動指針を定め、コンプライアンスに関する社内意識を高めるとともに、代表取締役社長及びコンプライアンス担当取締役が、法令および定款、さらには社内規程等を遵守するよう従業員への周知徹底を図る。また、内部統制担当者が各業務にわたり、法令遵守のシステムを維持する一方で、内部監査人が内部統制システムの整備状況・運用状況の評価を図り全社的な内部統制を実現する。

(3) 内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの基本計画を策定し、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムの更なる充実を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存及び管理に関する社内諸規程を整備し、規程に基づく情報の保存及び管理を実施する。また、情報の性質に応じて、保存及び管理の責任の所在を明確にし、保存部署・保存年限・保存形式を定める。

(2) 保存及び管理された情報は、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理に対応する社内規程に基づきリスク管理委員会を設置しており、法令・社内規程及び企業倫理を遵守する意識を全社的に浸透させるとともに、未然にリスクを防止し、リスクの発生時には被害の最小化、被害拡大の防止、二次拡大の防止、復旧対策を行う。

(2) 取締役会は、リスク管理委員会と連携を図り、リスク管理を統括する。取締役会は、リスク管理に必要と認める場合に、リスクに対する対応を決定し、指揮することにより効果的なリスク管理を実現する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会規程、職務分掌規程並びに職務権限規程を詳細に定め、取締役の決裁権限と責任を明確にし、取締役の迅速かつ効率的な職務の執行を実現する。

(2) 取締役会は、市況や環境の変化に対応したビジョンと経営計画を決定し、取締役の職務執行の指針を示し、効率的な職務執行を実現する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役か

らの独立性に関する事項

- (1) 会社が小規模であることから、基本的には補助すべき使用人を置く必要はないと判断しているが、監査役の職務の必要状況に応じて監査役会事務局等の補助使用人を置くものとする。
- (2) 補助使用人は、兼任も可能とするが、当該職務を遂行するにあたっては取締役からの指揮命令は受けないものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は取締役会や重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとする。取締役は、重要な会議開催の日程を監査役に連絡し、必要に応じて出席を依頼する。また、会議の開催の有無を問わず、重要事項を随時報告する体制を整備する。
- (2) 内部監査人は監査役と連携を図り、内部統制システムの実際の運用状況を監査役に報告する。
- (3) 当社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題、その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合には、取締役及び使用人は遅滞無く監査役に報告する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は法令に従い社外監査役を含み、公正さと透明性を担保する。
- (2) 監査役が、会計監査人及び内部監査人と相互に連携を図ることで、監査の実効性を高める。
- (3) 監査役は代表取締役社長と定期的に会合をもち、相互に意見交換を行い、効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを企業倫理および基本姿勢としている。さらに、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進すべく、社内の担当機関のみならず外部専門機関とも連携し、代表取締役社長等経営陣のみならず組織全体として関係遮断の不断の努力をしている。

9. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断のため、行動指針を整備する。また販売、仕入等各業務にわたり、反社会的勢力との関係を排除すべく、取引の相手方が反社会的勢力との関係をもっていないかにつき自ら調査するとともに外部専門機関にも調査を依頼している。また、調査結果は代表取締役社長に報告している。取引を始めるにあたり、事前調査をすることで、未然に反社会的勢力との関係を排除することが可能となり、反社会的勢力からの被害を防止している。さらに、社内各部に反社会的勢力との関係排除の基本姿勢を周知徹底すべく、指導及び教育を時宜に応じて行っており、組織全体に反社会的勢力排除の理念を浸透させている。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレートガバナンスを経営統治の重要な機能と位置付け、コーポレート・ガバナンスの体制の強化及び充実に努めておりますが、今後より一層の強化及び充実を進めてまいります。

具体的には、監査役自らが主体となり監査法人・内部監査人と適宜、情報共有・意見交換等を行うことで三様監査を充実させてまいります。

【 参考資料：模式図 】

